

MIC Ministry of Internal Affairs

平成22年7月1日

# 行政評価局調査の実施

- 1 検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に 関する調査
- 2 社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視

総務省行政評価局は、「行政評価等プログラム」を策定し、これに基づき、行政 評価局調査を重点的かつ計画的に実施しています。

今回、平成22年7月から実施する上記2テーマの計画について公表します。

## 1 検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査

#### 調査の背景

- 検査検定への対応や資格取得のための手数料等は、実費等を勘案 するなど適正な額であることが必要
- 検査検定・資格制度については、現在どのようなものがあり、実施 主体がどこか、どのような手続、負担の仕組みが設けられているかな ど、その全貌は必ずしも十分に把握されていない状況



〇 制度の全体像を明らかにするとともに、検査検定 や資格取得に係る利用者 の負担状況等を把握し、そ の負担軽減に資するため に実施

## 主要調査項目と調査の視点

1 検査検定制度及び資格制度の概況

制度の法的根拠、内容、実施主体、利用者負担等の概況を調査し、全体像を把握

2 検査検定制度及び資格制度の実施状況

概況調査の結果及び国民からの意見・要望等を踏まえ、詳細に調査する制度を抽出し、当該制度のコスト構造などを詳細に調査、分析

#### 主要調査対象

調查対象機関

全府省

関連調査等対象機関

都道府県、政令指定都市、 関係団体、事業者等

### 意見・要望等の募集

本調査の参考とするため、国民から検査検定や資格に関する意見・要望等を、7月23日(金)まで募集 URL: http://www.soumu.go.jp/menu\_kyotsuu/important/topics100630.html

## 2 社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視

#### 調査の背景

- 〇 我が国の社会資本は、高度経済成長期に集中的に整備され、現在、老 朽化に伴う維持管理・更新が重要な課題
- 〇 「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、維持修繕、 更新投資等の戦略的な維持管理を推進。また、PFI、PPPを積極的に 活用
- 〇 「基本方針」(平成22年6月8日閣議決定)では、情報公開を更に 進めることとされ、維持管理状況等に関する情報の公開が重要



- 国民の安全·安心 の確保
- 〇 効率的な維持管理 によるライフサイクル コスト縮減

の観点から、各種社会 資本の維持管理・更新等 の実施状況を調査

### 主要調査項目と調査の視点

#### 1 社会資本の現状

国及び地方公共団体が管理する社会資本の現状(種類、設置数、老朽化の状況 等)を調査

- 2 各種施設(港湾、空港、上水道、下水道、河川管理施設)の維持管理・更新等の実施状況
  - ①法令台帳等の整備状況、②長寿命化対策の推進状況、③PFI、PPPなど民間資金・ノウハウの活用状況、④維持管理状況等に関する情報の公開状況を調査
  - (注) PPP(Public Private Partnership)とは、公共サービスに市場メカニズムを導入することを旨に、サービスの属性に応じて民間委託、PFI、独立行政法人化、民営化等の方策を通じて、公共サービスの効率化を図ることをいう。

#### 主要調査対象

#### 調査対象機関

厚生労働省、国土交通省

#### 関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体 等

# 本件連絡先

計画名	連絡先
1 検査検定、資格認定等に係る利用者の 負担軽減に関する調査	規制改革等担当評価監視官[千葉](ちば) 電話(直通):03-5253-5440 FAX:03-5253-5436
2 社会資本の維持管理及び更新に関する 行政評価・監視	国土交通担当評価監視官[安原](やすはら) 電話(直通):03-5253-5454 FAX:03-5253-5457

 インターネットでのお問い合わせについては、以下の総務省HPで受け付けております。 https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html

# 参 考 資 料

(頁)

- 1 検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査・・1
- 2 社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視・・・・4

#### 過去において把握した検査検定制度の一覧

(平成14年8月1日現在)

	(平成14年8月1日現在)
所管省名	検 査 検 定 制 度 名
総務省 〔14 制度〕	無線局の検査、無線設備機器の検定、技術基準適合証明、搬送式インターホン・一般搬送式伝送装置・特別搬送式デジタル伝送装置・超音波洗浄器・超音波加工機又は超音波ウェルダーの型式の指定、無線設備等の点検に使用する測定器等の検査、電気通信設備の技術基準適合確認、端末機器技術基準適合認定、端末機器の設計についての認証、端末設備基準適合認定、製造所等の検査、検定対象機械器具等の検定、石油パイプライン事業用施設の検査※、事業所の新設又は変更の確認※、特定防災施設等の設置の検査
文部科学省 〔8 制度〕	原子炉施設の検査※、核燃料物質の使用施設等の検査、廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認※、核燃料物質等の運搬に関する確認※、放射性同位元素の使用施設等の検査、放射性同位元素装備機器の機構確認、放射性同位元素等に係る運搬物確認※、教科書の検定
厚生労働省 〔14 制度〕	病院等の構造設備の検査、理容所の使用前の確認、美容所の使用前の確認、クリーニング所の使用前の確認、製品検査、獣畜のとさつ又は解体検査、 専用水道布設工事の設計の確認、簡易専用水道の管理についての検査、医薬品、医療用具の検定※、新規化学物質の届出に基づく審査※、食鳥検査、特定機械等の検査、 小型ボイラー等の個別検定、プレス機械等の型式検定
農林水産省 〔13 制度〕	農産物の検査、漁船の工事完成後の認定、漁船登録票の検認、種畜検査、飼料等の検定、指定検疫物等の検査、医薬品の検定※、肥料の銘柄の登録、農機具の検査、輸出入植物等の検査、種苗の検査、農薬の登録、輸入する指定動物の感染症の検査
経済産業省 〔32 制度〕	特定計量器の検定、基準器検査、計量証明検査、航空機の製造・修理の確認、航空機用機器の製造証明、特別特定製品の適合性検査、石油パイプライン事業用施設の検査※、導管の使用前検査、電気工作物の検査、燃料体の検査、特定電気用品の適合性検査、ガス工作物の使用前検査、特定ガス用品の適合性検査、高圧ガス製造施設等の検査、輸入高圧ガスの検査、容器検査※、附属品検査※、液化石油ガス貯蔵施設等の検査、液化石油ガス充てん設備の検査、特定液化石油ガス器具等の適合性検査、火薬類の製造施設等の検査、機械器具等についての性能検査、坑内用品の検定、事業所の新設又は変更の確認※、新規化学物質の届出に基づく審査※、加工施設の検査、再処理施設の検査、廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認、特定廃棄物管理施設の検査、廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認※、核燃料物質等の運搬に関する確認※、原子炉施設の検査※
国土交通省 〔55 制度〕	自動車道の検査、石油パイプライン事業用施設の検査※、船舶の総トン数測度、小型船舶の総トン数測度、小型漁船の総トン数の測度、船舶の国際総トン数測度、船舶検査、危険物のコンテナへの収納検査、液状化物質の積付け検査、海洋汚染防止設備等の検査、焼封設備の検査、ふん尿処理装置等の検定、気象測器の検定、航空機の耐空証明、航空機装備品の予備品証明、飛行場又は航空保安施設の検査、運航管理施設等の検査(本邦航空運送事業者)、運航管理施設等の検査(航空機使用事業者)、特定救急用具の検査、模擬飛行装置等の認定、容器検査※、附属品検査※、鉄道施設の検査、鉄道車両の確認、索道施設の検査、軌道の運輸開始に係る検査、廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認※、核燃料物質運搬の安全確認※、放射性同位元素等の運搬の安全確認※、自動車検査、検査対象外軽自動車等の型式認定、原動機付自転車用原動機の型式認定、自動車ターミナルの検査、許可工作物の完成検査、工事の完了検査、開発行為に関する工事の完了検査、耐火構造の認定、準耐火構造の認定、防火構造の認定、不燃材料の認定、耐火建築物に設ける防火戸等の認定、準耐火建築物に設ける防火戸等の認定、基根の構造の認定、外壁で延焼のおそれのある部分の構造の認定、大規模木造建築物等の屋根の構造の認定、長屋等の各戸の界壁・構造の認定、し尿浄化槽の構造の認定、基礎等に使用する建築材料の適合認定、建築物の確認・検査、建築設備の確認・検査、型式適合認定、煙突等の工作物及び昇降機等の確認・検査、製造施設等の工作物の確認・検査、型式適合認定、煙突等の工作物及び昇降機等の確認・検査、製造施設等の工作物の確認・検査、工場生産浄化槽の型式の認定
環境省	浄化槽の検査、一般廃棄物処理施設の検査、産業廃棄物処理施設の検査、新規化学物質の届出に基
〔4制度〕	づく審査※
計	126 制度〔140 制度〕

- (注) 1 「検査検定制度に関する政策評価」(平成16年4月)による。
  - 2 ※印を付した検査検定制度は、他府省との共管に係るものである。
  - 3 検査検定制度の実数は 126 制度であるが、他府省との共管となっているものがあるため、本表の検査検 定制度の総数は [ ] 内の 140 制度となる。

#### 過去において把握した資格制度の一覧

(平成15年1月1日現在)

所管府省名	資格制度名		
内閣府〔1制度〕	消費生活専門相談員		
金融庁〔2制度〕	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /		
亚州以 1 (2川小文)	無線従事者、電気通信主任技術者、工事担任者、行政書士、危険物取扱者、消防設備士、		
総務省〔8制度〕	防火管理者、消防設備点検資格者		
法務省〔6制度〕	弁護士、外国法事務弁護士、司法書士、土地家屋調査士、申請取次者、公証人		
財務省〔2制度〕	税理士、通関士		
文部科学省	技術士、原子炉主任技術者※、放射線取扱主任者、教育職員、司書、学校図書館司書教諭、学芸員		
[8制度]	社会教育主事		
厚生労働省〔138制度〕	精神保健福祉上、外出介護員(ガイドヘルパー)、医師、臨床検査技師、診療放射線技師、衛生検査技師、歯科医師、歯科技工士、歯科衛生土、義肢装具士、臨床工学技士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、保健師、助産師、看護師、推看護師、看護師等確保推進者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、患者等の食事の提供の業務の受託責任者、救急救命士、言語聴覚士、栄養士、管理栄養士、調理師、専門調理師、建築物環境衛生管理技術者、クリーニング師、管理理容師、管理美容師、理容師、美容師、給水技置工事主任技術者、治指管理者、ダクト清掃作業監督者、財水管清掃作業監督者、統括管理者、グラト清掃作業監督者、財水管清掃作業監督者、持衛管理者、清掃作業企事者、統括管理者、ダクト清掃作業監督者、財水管清掃作業企事者、防診作業監督者、統括管理者、ダクト清掃作業監督者、財水管清掃作業企事者、防診作業監督者、統括管理者、ダクト清掃作業監督者、財水管清掃作業企事者、防診作業企業者、養品衛生管理者、契算衛生師、食鳥処理衛生管理者、薬剤師、向精神薬取扱責任者、毒物劇物取扱責任者、医療用具等の製造(輸入販売)の責任技術者、医療用具等の外国製造承認の国内管理人、医療用具販売(賃貸)管理者、医療用具の修理業の責任技術者、と療用具等の外国製造承認の国内管理人、医療用具販売(賃貸)管理者、医療用具の修理業の責任技術者、社会福祉士、介護福祉士、身体障害者へルバー、障害児・知的障害者ホームヘルバー、精神障害者へルバー、難病ホームヘルバー、「護支援・門員、福祉用具専門相談員、訪問介護員、受胎調節実地指導員、保育士、年金数理人、社会保険労務士、勤労青少年福祉推進者、ボイラー技士、ボイラー落接土、ボイラー整備士、クレーン運転士、移動式クレーン運転士、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
農林水産省 〔12制度〕	農業協同組合監査士、水産業協同組合監査士、森林組合監査士、獣医師、家畜人工授精師、家畜商、調教師(中央競馬)、調教師(地方競馬)、騎手(中央競馬)、騎手(地方競馬)、飼料製造管理者、土地改良換地士		
経済産業省 〔34制度〕	情報処理技術者、弁理士、砂利採取業務主任者、採石業務管理者、航空工場検査員、計量士、高圧ガス製造保安責任者、液化石油ガス設備士、エネルギー管理士、電気主任技術者、電気工事士、ガス主任技術者、ガス消費機器設置工事監督者、火薬類取扱保安責任者、火薬類製造保安責任者、競輪選手、競輪審判員、小型自動車競走選手、小型自動車競走審判員、ダム水路主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、公害防止主任管理者※、公害防止管理者※、高圧ガス販売主任者、高圧ガス移動		

所管府省名	資格制度名
	監視者、特定高圧ガス取扱主任者、保安技術職員、深海底鉱山保安技術職員、特種電気工事資格者、 認定電気工事従事者、充てん作業者、中小企業診断士、核燃料取扱主任者、原子炉主任技術者※ 油濁防止管理者、有害液体汚染防止管理者、溶接工、水先人、船舶料理士、救命艇手、衛生管理
国土交通省 〔75制度〕	者、主任技術者、海技士(航海)、海技士(機関)、海技士(通信)、海技士(電子通信)、小型船舶操縦士、耐空検査員、操縦士、航空士、航空通信士、航空機関士、航空整備士、航空工場整備士、運航管理者(航空)、運航管理者(海上)、操縦教育証明、計器飛行証明、航空運航整備士、動力車操縦者、海事代理士、海事補佐人、旅行業務取扱主任者、旅程管理者のうち主任、通訳案内業、地域伝統芸能等通訳案内業、地域限定通訳案内業、検数人、鑑定人、検量人、整備管理者、自動車整備士、整備主任者、タクシー運転者、運行管理者(旅客自動車)、運行管理者(貨物自動車)、索道技術管理者、気象予報士、認定機長、指名查察操縦士、不動産鑑定士、土木施工管理技士、建設機械施工技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士、建築施工管理技士、電気工事施工管理技士、解体工事施工技士、浄化槽設備士※、宅地建物取引主任者、測量士・測量士補、管理業務主任者、安全担当者、衛生担当者、危険物等取扱責任者、自動車検査員、消火作業指揮者、倉庫管理主任者、設計者資格(宅地造成等規制法に基づく)、設計者資格(都市計画法に基づく)、特殊建築物等調查資格者、昇降機検査資格者、建築設備検査資格者、管理主任技術者(ダム)、建築士、建築設備士、監理技術者資格者証の交付を受けている者、土地区画整理士、マンション管理士
環境省 〔11制度〕	狩猟免許、臭気測定業務従事者(臭気判定士)、環境カウンセラー、浄化槽設備士※、廃棄物処理 施設技術管理者、浄化槽管理士、浄化槽技術管理者、浄化槽検査員、特別管理産業廃棄物管理責任 者、公害防止主任管理者※、公害防止管理者※
計	11府省 293制度 [297制度]

- (注) 1 「「国家資格」及び「民間技能審査事業認定制度による資格」に関する質問主意書」に対する答弁 書(平成15年4月15日)による。
  - 2 ※印を付した資格制度は、他府省との共管に係るものである。
  - 3 資格制度の実数は293制度であるが、他府省との共管となっているものがあるため、本表の資格制度の総数は[]内の297制度となる。

#### 1 社会資本の範囲

	社会資本	
	政府資本	民間資本
1. 交通・通信施設	道路 (建設省所管)、港湾、空港、鉄道 (国	私鉄、有線放送施設
1. 父題・題信施設	鉄等)※、電信電話※、郵便	
2. 住宅・生活環境	公営住宅、公務員住宅、住宅公団賃貸住宅、	住宅
施設	上水道、簡易水道、下水道、終末処理施設、	
/尼良X	ごみ処理施設、し尿処理施設、都市公園	
	国公立病院、国公立診療所、保健衛生施設	私立病院、私立診療所、私
3. 厚生福祉施設	(保険所等)、社会福祉施設、児童福祉施	立歯科診療所、社会福祉施
3. 序至佃佃	設、労働福祉施設(働く婦人の家、港湾労	設
	働者宿舎等)、国立公園	
	国公立学校施設(幼稚園~大学、各種学	民間 (同左)
4. 教育訓練施設	校)、社会教育施設、社会体育施設、職業	
	訓練施設	
5. 国土保全施設	治山、治水、海岸の各施設	
	農業(基幹かんがい排水、圃場整備、開干	
	拓、防災、構造改善基盤整備事業)、林業	
   6. 農林漁業施設	(林道、造林、国有林機械)、漁業(漁港、	
0. 展外供来他故	漁場造成)の各施設(おおむね農家負担金	
	等の受益者負担分は社会資本としていな	
	<i>\</i> ١٠。)	
	公共工業用水道、その他中央政府社会資本	
7. その他	(主に広義の官庁営繕で建物、工作物、船	
7. て 7/1世	舶であり、防衛関係は含まない。) その他	
	地方政府社会資本(庁舎等)、専売公社	

- (注) 1 経済審議会地域部会で用いた社会資本の範囲である。(出典) 竹内良夫著 (1967)『日本の社会資本』 鹿島出版会、等から作成
  - 2 鉄道(国鉄等)※については、日本国有鉄道が1987年4月に民営化されたため、1987年以降は民間 資本として、電信電話※については、日本電信電話公社は1985年4月をもって民営化されたため、 1985年以降は民間資本として取り扱っている。

#### 2 主な施設の老朽化の進行状況等

2 主な	主な施設の老朽化の進行状況等		
	老朽化の進行状況等	損傷事例等	
港湾	②建設後 50 年以上経過する全国の港湾岸壁 (重要港湾、地方港湾の公共岸壁数)の割合:約5%(平成21年度)⇒約48%(41年度) 約5% 約48%	②老朽化が進展し、岸壁の上部工での陥没によるクレーン車の転倒、係留中の船舶への衝突事故等が発生	
空港	<ul><li>○空港の重要施設である滑走路供用開始後</li><li>50年を経過する空港の割合(全国98空港)</li><li>:約2%(平成22年度)⇒約25%(42年度)</li><li>約2%</li><li>約25%</li></ul>	<ul> <li>(出典:国土交通省 IP 資料)</li> <li>○誘導路の破損により、航空機に遅れが発生</li> <li>左:大阪国際空港(平 15. 7. 21 発生)</li> <li>右:福岡空港(平 17. 7. 11 発生)</li> <li>(出典:国土交通省 IP 資料)</li> </ul>	
水道	<ul> <li>○法定耐用年数(40年)を超えた管(導水管、送水管、配水管)の合計は38,189.9km (6.3%)</li> <li>○法定耐用年数(60年)を超えた浄水施設の浄水能力の合計は2,355,912 m³/日 (2.7%)</li> </ul>	○幹線(導水管、送水管、配水本管)の破裂、破損、 抜け出し、継ぎ手の漏れなどの事故:8,241件(平 成19年度)	

	老朽化の進行状況等	損傷事例等
下水道	○布設後50年以上経過する全国の管路延長	○管路施設の老朽化等に起因した全国の道路陥没
	の割合:約3%(平成21年度)⇒約22%(41	件数:約4,100 箇所(平成20 年度)
	年度)	○東京 23 区内での下水道管の老朽化による道路陥
		没発生件数は平成 20 年度で 833 件
	約3% 約22%	
		写真:管路施設に起因した陥没事故
		(出典:国土交通省 HP 資料)
河川管理	○建設後 50 年以上経過する全国の河川管理	○老朽化した河川管理施設(護岸、堤防及び樋門等)
施設	施設(水門等)の割合:約11%(平成21年	において、護岸の崩落、水門のひび割れなどが発
	度)⇒約 51% (41 年度)	生
	約11% 約51%	左: 洗堀による護岸崩落 右: 特殊堤の変状
		(出典:国土交通省 HP 資料)

(注) 国土交通省及び厚生労働省の資料に基づき当省で作成

## 3 施設ごとの長寿命化・老朽化対策の進捗率

種類等	進捗率	備考
下水道施設の長寿命化計画策定率 (2008		長寿命化計画を策定した自治体数/耐用年数
年度)	約4%	を経過した下水道管きょを管理している自
		治体数
河川管理施設の長寿命化率(2008年度)	約 15%	長寿命化が図られた施設数/2008~2012 年度
	水ソ 10 70	に耐用年数を迎える河川管理施設数
港湾施設長寿命化計画策定率(2008 年	約 13%	長寿命化計画を策定した施設数/重要港湾以
度)	<b>ポリ 13 70</b>	上の主な係留施設数

<sup>(</sup>注)「平成21年度国土交通白書(案)」(国土交通省政策会議分科会公表資料)に基づき当省で作成